

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう事務の簡素化や制度の見直しなど、まちづくりを行う際の運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
また、都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるよう都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、税制特例措置の拡充を図るなど、都市自治体の施策を積極的に支援すること。
3. 都市自治体や民間が行う市街地再開発事業については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を拡充すること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を拡充すること。
6. 私道の公道化が円滑に推進するよう対策を検討すること。
7. 地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の特性に即した取組や広域プロジェクトを推進すること。
8. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。

9. 大規模盛土造成地の耐震化については、十分な地方財政措置を講じること。

10. 法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。

11. 東日本大震災関係

防災集団移転促進事業で取得した移転跡地の利活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。